緑丘町内会規約

上　尾　市　緑　丘　町　内　会

令和８年４月現在

上尾市緑丘町内会規約

第１章　　総　　則

第１節　名称及び事務所所在地

第 1 条　本会は、上尾市緑丘町内会と称し、事務所を町内会長宅におく。

第２節　目　的　及　び　事　業

第 2 条　本会は、会員間の事務連絡を円滑ならしめ、会員相互の親睦と生活文化の向上をはかることを目的とする。

第 3 条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 環境整備に関する事項
2. 会員間の親睦をはかるに必要と認める事項
3. 文化の向上と会員の福祉、教養に関する事項
4. 公民館の維持管理に関する事項
5. 防犯・防災に関する事項
6. その他必要な事項

第２章　　組　　織

第 4 条　本会の会員は上尾市緑丘１丁目より４丁目までの区域と一部区域外に居住する世帯並びに事業所をもって構成し、地区別に班を組織する。

第３章　　役　　職　　員

第１節　　職　務　及　び　任　期

第 5 条　１．本会に次の役職員をおく。

(1)	会長	１名	
(2)	副会長	４名	（地区毎に各１名）
(3)	会計部	５名	（地区毎に各１名、他に部長１名、ただし地区会計が部長を兼ねるときは４名となる）
(4)	監査役	２名	
(5)	環境部	５名	（地区毎に各１名、他に部長１名、ただし地区環境が部長を兼ねるときは４名となる）
(6)	福祉部長	１名	
(7)	公民館管理部長	１名	
(8)	青年部長	１名	
(9)	子ども会育成会会長	１名	

(10)　総務　　若干名

(11)　班長・副班長　　班毎に各１名

2. 本会に相談役を置くことができる。相談役は会長の推せんにより総会において承認を得るものとする。

第 6 条　会長は会を代表し,会務を総括する。

第 7 条　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその業務を代行する。

第 8 条　会計部長は会長の指示を受け、会の財産管理及び収支事務を行う。

第 9 条　監査役は本会の会計を監査する。

第 10 条　環境部長、福祉部長、公民館管理部長、青年部長及び子ども会育成会会長は、次の業務を遂行する。

1. 環境部長は、環境部を掌握し、地域の環境整備及び美化推進活動につとめる。
2. 福祉部長は福祉部を掌握し、地区住民福祉の向上につとめる。
3. 公民館管理部長は、公民館の維持管理につとめる。
4. 青年部長は青年部を掌握し体育事業の推進と地域の活性化につとめる。
5. 子ども会育成会会長は子ども会育成会を掌握し、子どもの健全育成につとめる。

第 12 条　総務は会長の指示を受け、会の事務を処理する。

第 13 条　班長は班を代表し、班員の意見をまとめ、連絡、報告、会費の徴収、収納等のほか、会長の指示する業務を行う。

副班長は班長を補佐し、班長事故あるときはその業務を代行する。

第 14 条　役員の任期は 2 年とし、(班長を除く）再任を妨げない。 なお、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 節　役　員　の　選　出

第 15 条　会長、副会長、会計部、監査役、環境部、福祉部長、公民館管理部長、青年部長及び子ども会育成会会長は、総会において会員中より選出する。

第 16 条　総務は会長の指名により選出する。

第 17 条　班長、副班長は班毎にこれを選出する。

第 4 章　会　　議

第 1 節　議　決　機　関

第 18 条　本会における会議は、次のとおりとする。

1.　総会　　2.　役員会　　3.　班長会　　4.　班会

第 19 条　総会

1．総会は本会最高の議決機関にして、班長以上の全役員をもって構成し次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 事業等の計画と報告

(4) 役員の選出方法

(5) その他班長の3分の2以上が、総会による審議が適当と認めた事項

2. 総会は、班長以上の全役員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、出席困難な者については、委任状をもって出席に代えることができる。
3. 総会の議決には出席者の過半数の同意を必要とする。
4. 総会は、毎年度当初に会長が招集する（定期総会）。だたし、班長の3分の2以上または全会員の半数以上が必要と認めたときは、総会を招集しなければならない。

第20条　役員会

1. 班長以外の役員をもって構成し、総会、班長会で決定した事項の実行方法その他本会の運営について協議する。
2. 次の事項は役員会の議決により行うものとする。
   (1) 事業計画の立案と会の運営上必要と認める事項
   (2) 急施を要するもので、予算の予備費から支出、この場合は班長会で事後承認を受けるものとする。

第21条　班長会

1. 班長会は総会に次ぐ議決機関で、班長及び他の役員をもって構成し会長が必要と認めたとき随時召集する。また、班長の半数以上が必要と認めたときは開催しなければならない。
2. 班長会は、班長の3分の2以上の出席により成立する。
3. 班長会の議決には、出席班長の過半数の同意を必要とする。なお、班長以外の役員は発言権はあるが議決権はない。ただし、議長となったときはこの限りではない。

第22条　班会

班会は班長が必要と認めたとき随時招集する。

第5章　会　　計

第23条　本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入により賄う。

第24条　本会の会費は、次のとおりとする。

1世帯当たり　　月額300円　　1事業所当たり　　月額500円

第25条　本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
決算報告は毎年度これを行う。

第6章　付　　則

第26条　本会の規約の改廃及び細則は総会で定める。

第27条　本規約は昭和27年5月1日より施工する。
本規約の改正は昭和42年7月1日より、第5条第1項第2号，第3号，第5号は同年5月1日より有効とする。
昭和46年4月29日　　第24条改正、同年5月1日より実施

昭和47年4月 2日	第5条の6号の一部改正
昭和49年4月 1日	第4条、第5条、第11条、第24条、一部改正
昭和51年4月18日	第5条に第2項追加
昭和52年4月17日	第24条,細則第2条、第4条一部改正
昭和53年4月16日	第5条第1項一部改正、追加、第10条、第1項、第2項、第3項追加、第12条名称変更、第15条一部改正
昭和56年4月26日	第24条改正、同年5月1日より実施
昭和59年4月15日	第5条6号改正
昭和59年4月15日	第10条4項追加
昭和59年4月15日	第15条一部追加
平成 9年4月20日	第5条第1項に10号を追加、第10条第1項改正、第5項を追加、第15条一部改正
平成10年4月19日	第5条第1項改正、第10条第1項改正、第11条及び第15条改正、第19条第1項、第2項、第4項一部改正
平成13年4月15日	第3条及び第14条改正
平成17年10月2日	第3条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。同年10月10日より実施
平成22年4月11日	第3条第6項を削除し、第7項を第6項とする。第5条第1項第8号、第10条、第10条第2項、第15条、第23条一部改正
平成23年4月17日	第3条1項、第4条、第5条第1項、第8条、第9条、第10条一部改正、第11条を削除し第10条1項、2項、3項、4項、　5項改正、第１５条、第18条一部改正、第21条一部改正し　第20条と入替、第22条一部改正
令和8年4月11日	第23条一部改正

規　約　細　則

第 1 条　本会の規約第 3 条 2 項の会員間の親睦をはかるため次の事を行う。

1.　功労者及び善行者の表彰
2.　被災者に対し御見舞
3.　弔慰金の贈呈

第 2 条　前条 1 項の表彰については、本会の発展に功労のあった者に対し役員会の協議により総会に於いて表彰する。善行者についても同様にこれを行なう。

前条 2 項の被災者に対する御見舞は、本会員宅に火災のあったとき（常識的に火災と認められるもの）は、金 10,000 円也をお見舞金として呈する。地震、風水害の場合は班長会に於いて定める。

前条 3 項の弔慰金の贈呈は、本会員宅にて葬儀のあった際、金 5,000 円也を弔慰金として呈する。ただし戸籍上明らかなる本人又は家族たることを要する。

第 3 条　緑丘稲荷社の祭礼等についての費用を要するときは、役員会の承認を受け支出を定める。

第 4 条　本会は下記の会等に対し、予算範囲外の場合は役員会の承認により補助金を一般会計より支出する。

記

子ども会育成会、交通安全母の会、交通安全協会緑丘支部、青年部、だんらんの家、いきいきクラブ、自主防災会、防犯パトロール、カトレア会。

第 5 条　本会の規約細則の改廃は総会で定める。

第 6 条　本規約細則は昭和 56 年 5 月 1 日より実施する。

平成 23 年 4 月 17 日　　第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条一部改正
令和 5 年 4 月 17 日　　第 4 条一部改正
令和 8 年 4 月 11 日　　第 4 条一部改正

附　　則

１．班長業務について

１．具体的な業務

(1)　町内会事業への参加

ア　班内の全世帯及び事業所の町内加入促進（後記（3）参照）

イ　総会、班長会議への出席

ウ　町内会行事の協力（夏祭り、盆踊り、文化祭、餅つき大会、その他）

エ　定期清掃の推進（毎月第 3 日曜日）

(2)　各種集金等の業務

ア　町内会費の徴収・納入

規定の会費を別に配布する「町内会費徴収票」により徴収し、毎月の第 2 土曜日（午後 6 時から 8 時の間）又は翌日の日曜日（午前 10 時から 12 時の間）に、地区会計に納入してください。

ただし、3ヵ月毎、6ヵ月毎、年間一括納入等の方法又は、管理会社による代行徴収については、その班の定めるところとします。

イ　各種募金活動への協力

日赤募金、緑の募金、赤い羽根募金及び歳末助け合い募金について、その趣旨を理解していただき、班内の募金をとりまとめ、地区会計に届けてください。

ウ　福祉協議会会員加入者等のとりまとめ

福祉協議会会員加入者、または町内会長通知による行事等の参加者をとりまとめ、申込み書に金額を添えて各丁目の副会長に届けてください。

(3)　町内会への入会、退会の手続き

ア　班内に入会又は退会の事由が生じたときは、別添え「町内会入・退会届」に必要事項を記入のうえ、地区会計に届けてください。

イ　退会に伴い、即納入分町内会費返還の申し出があったときは、別添え「町内会費返還請求書及び受領書」に必要事項を記入のうえ、地区会計に届けてください。

(4)　各種文書の配布、回覧

ア　副会長から配達された広報誌等を、班内の会員（世帯・事業所）に配布してください。なお、配布部数の不足等については、各丁目の副会長に連絡願います。

イ　町内会長及び関係機関等からの「回覧文書」を班内に回覧してください。

(5)　各種事由発生時の連絡

班内で次の事由が発生したときは、各丁目の担当者に連絡してください。

ア	道路照明灯（防犯灯）の故障	副会長
イ	道路、道路標識、排水溝等の破壊	副会長
ウ	会員（同居の家族を含む）の死亡、会員宅の火災	副会長
エ	請願、陳情、要望等	副会長
オ	ごみ集積所、環境・衛生関係	地区環境
カ	一人暮し老人、生活保護が必要と認められる家庭	民生委員

２．班長の任期について

班長の任期は、原則として５月１日から、翌年４月 30 日までです。

ただし、6ヵ月毎の交替等、これによらない班は当該班の定めるところとし、その都度班長名を副会長に連絡してください。

したがって、４月末に配布する広報誌等は旧班長宅に届けますので、旧班長が配布（または、新・旧班長話し合いにより新班長が配布）してください。

一般的に言って、新班長は４月の班長会議に出席して頂きますが、具体的な任務は４月下旬に旧班長から申し送り（回覧版、「緑丘班長」の表札、関係文書等）を受けた後となります。

令和８年４月 11 日　　1.1.(4)、1.1.(5)　一部改正